## 商品概要説明書

商品名	教育カードローン
ご利用 いただける方	当金庫の地区内にお住まいの方またはお勤めの方で次の条件を満たされる方
	・満 18 歳以上の方
	・安定継続した年収がある方
	・一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
	・子弟、孫、被扶養親族等(以下、「子弟等」といいます)が学校等に就学中または就学予定である方
	・その他当金庫の審査基準に適合される方
お使いみち	子弟等の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用
	①就学する学校等への納付金(寄付金、学校債、入学を辞退した学校等への入学金を含む)
	②就学にかかる付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用、交通費、入学・卒業に伴う引越し費用)
	③上記①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫から借り入れたローンの借換資金およ
	び借換に伴う繰上完済にかかる手数料
	※学校等とは大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修大学、各種学校(予備校、専門学校を含む)、高等
	専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等
ご融資極度額 ご利用方法	50 万円以上 500 万円以内(10 万円単位)
	子弟等一人ごとにご契約できます(複数のご契約が可能です)   tatil このも、ドローンを含め、一般な思さしてきた保証其金保証は消费者ローンの融资会証額は 2000 下四
	ただし、このカードローンを含め、一般社団法人しんきん保証基金保証付消費者ローンの融資合計額は 3,000 万円   までとなります
	まじとなります   また、1 契約ごとに所定の審査をさせていただきます
	また、「実約ことに所定の番重をさせていたときより   就学期間中はカードローン(当座貸越)とします
	本業後は教育カード証書貸付に移行します
	一年後は我自分・協画員内に多りとより 一ご融資金額は、移行時現在の貸越残高に最終利済日以降の貸越利息を加算できます
融資期間	当座貸越…5年以内(契約は卒業予定月の3ヵ月後の月末まで、ご利用は卒業予定月の月末まで)
	※医学部、薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後
	の月末まで、ご利用は卒業予定月の月末まで
	※子弟等が進学する際、引き続きカードローンの利用を希望する場合は、ご利用期間の延長が可能です
	証書貸付…3ヵ月以上 10 年以内
融資利率	【変動金利】
	・利率は、当金庫の短期プライムレートの変動を基準に決定します。
	※適用金利は、窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
保証料	金利に含まれます
ご返済方法	当座貸越…カードローン利用期間は元金返済据置(利息は、利息支払用預金口座から毎月 10 日払い)
	保証期間内の元金任意返済は可能です
	証書貸付…毎月元利均等返済または元金均等返済
+D/D /D=T I	※ボーナス時増額返済もご利用いただけます(6ヵ月毎でお申込額の 50%以内)
担保・保証人	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です
必要書類	【本人確認書類】  ・運転免許証(表、裏)
	・運転兄計証(衣、表)   ・運転免許証を取得していない場合、個人番号カード(表のみ)、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運
	「建築元計証と取得していない場合、個人番与カード、後のの人、ハスパード、関与真り住民基本合成カード、収表人、建   転経歴証明書(表裏)のいずれか、健康保険証の場合は、住民票抄本または公共料金の領収書等の写し
	【年収確認書類】
	下名ないは、
	【資金使途確認書類】
	子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類(合格通知書、在学証明者、学生証等)
その他	・上記のほか、当金庫所定の審査によりご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください
	・当金庫での本件を含むすべてのお借入額が 700 万円を超える場合、出資に加入していただきます
	・ローン契約書に対する印紙税がかかります。
	・融資関連手数料につきましては、当金庫ホームページをご参照ください。
	・店頭にてローンシミュレーションもいたしますのでお気軽にご相談ください。
ローン商品に関するお	お近くの営業店または下記までお問合せください。
問合せ先	ローン相談窓口専用フリーダイヤル 0120-475-005 受付 9 時~17 時(平日のみ)
当金庫の苦情・	お客様相談室
相談窓口	フリーダイヤル 0120-475-818 受付 9時~17時(平日のみ)
<b>ル</b>	全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)
当金庫が契約している	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
指定紛争解決機関 	第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)   ************************************